

判例番号	認定／否定の別	判決年月日	原告請求内容	予備的請求の有無／内容	判決内容	判決確定の状況	備考
⑧	否定	名古屋地判 平成16年7月7日	10年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は事故後1年目の命日から)	中間利息控除率5%による一時金一括支払い請求	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。 (予備的請求の認容)	*不明	被害者は50歳の主婦／パート労働者。 原告は被害者の夫、子どもも(3人)、被害者の父。
⑨	否定	大阪地判 平成16年9月27日	11年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は被害者が就労可能となった翌年の命日から。終期は「はじめとなる13回忌の年まで」)	中間利息控除率3%による一時金一括支払い請求	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	*不明	
⑩	否定	盛岡地二戸支部判 平成17年3月22日	15年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は被害者が18歳になる年から) 33年目の命日に以降の残額分を中間利息控除(5%)の上、一括支払い。	(予備的請求なし)	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	確定	☆聞き取り調査事例(2)
⑪	否定	大阪地判 平成17年6月27日	30年間、月命日毎の定期金賠償請求。 (始期は被害者が就労可能となつた年の5月の命日から) 就職して30年後の命日に以降の残額分を中間利息控除(5%)の上、一括支払い。	(予備的請求なし)	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	確定	☆聞き取り調査事例(3)
⑫	否定	横浜地判 平成17年9月22日	10年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は事故後4年目の命日から) 支払い開始から11年目の命日に以降の残額分を中間利息控除(5%)の上、一括支払い。	中間利息控除率5%による一時金一括支払い請求	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	*不明	
⑬	否定	東京地判 平成17年12月26日	14年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は事故翌年の命日から) による請求(加害者)に対しては一時金一括払い方式で、被害(保険会社)に対しては一時金一括払い、残額を上記定期金賠償にて請求。	(予備的請求なし)	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。 (*過失相殺4割)	*不明	*被害者は59歳の主婦。 原告は夫の他「相続人」2名(被害者との関係は不詳) '相続人'1名による本人訴訟(弁護士の助言あり)。

【注記】

1. 判例の検索は、基本的に「第一法規法情報総合データベース・判例体系」と「LexisNexis JP 日本法総合データベース・判例検索」の検索結果に拠った他、勅使河原(2006)に掲載の「判例表」を参照、補足した。
2. いずれも交通事故死亡事例であり、判例②は判例集未搭載である。
3. いよいようじてのうち、判例③、⑦、⑩、⑪、⑫は、原告は50歳の主婦／パート労働者である。
4. 上記のうち、判例④及び⑤については、この点不詳。
3. 上記のうち、判例④及び⑤については、この点不詳。
4. 判例⑬を除き、いずれの事例でも被害者に落ち度はないものと判断され、過失相殺はなされていない。(被害側から過失相殺がなされているのは、判例⑦、判例⑪の2例のみ)。

＜別紙資料②＞定期金賠償請求の認容・否定をめぐる判例の理論構成

- A. 死亡逸失利益なしし近親者固有の慰謝料について定期金賠償を認めた事例【判例①、②における理論構成（ほぼ同旨）。下線は小佐井による】
- 1) 不法行為を原因とする損害賠償請求権は、実際には事故後に具体化していく損害を含めて、すべての損害が不法行為時に発生したものと觀念される。
 - 2) 不法行為の損害賠償の支払方法について、法が一時金賠償方式による支払請求のみを認め、定期金請求を否定したものとは解されない。
 - 3) 死亡逸失利益について、一時金として請求できる金員を単純にして定期金として請求する場合は單に支払方法の違いにすぎないので、権利濫用と評価される場合を除き、このような定期金請求を認めない理由はない。
 - 4) 死亡逸失利益について、仮に被害者が生存していれば得られたであろう利益を、その得られたであろう利益を、その得られたであろう時ににおいて支払うこととを請求する場合は単純な分割払いの請求と同視することはできないが、それが損害賠償義務者の支払を著しく煩瑣にするなど権利濫用と評価される場合を除き、認められる。
 - 5) 死亡逸失利益の定期金賠償の請求が、事故を加害者に忘れさせたくないという意図に基づくものであったとしても、それだけで当該請求が権利濫用になるものではない。
 - 6) 交通事故で死亡した被害者の遺族が加害者に対してその死亡逸失利益に係る損害賠償を求めるにつき、仮に被害者が生存していれば得られたであろう利益をその得られたであろう時ににおいて支払うことを請求することも許される。
 - 7) 死亡逸失利益についても定期金賠償方式を探れば、このような中間利息の控除に伴う法定利率と実勢利率との乖離という問題は生じない。したがって実質的な観点からしても、死亡逸失利益について定期金賠償方式を探る意味がある。

【判例③の傍論部分での言及（一部抜粋。下線は小佐井による】

「逸失利益の損害賠償は、被害者が生きていたら将来得られたであろう利益を填補するものであるから、被害者が各年齢になつたら得られたであろう金額から生活費を控除した残額を、それが得られたであろう各時期に定期金として支払うという方式が正確性といふ点では最も優れていているといふべきである。日本の社会では、月給と年1回ないし2回の賞与というのが最も一般的であると思われるから、月ごと及び賞与時の定期金とするのが最も正確といふことになろう。しかし、そこまでいるのは極めて煩瑣であるから、全年齢の平均収入から生活費控除をした残額を1年ごとに支払うというような方式も、一時金による方式よりも賠償額の正確性においては優れているといふべきである」

B. 死亡逸失利益なしし近親者固有の慰謝料について定期金賠償が否定された事例【否定判例を通じてほぼ共通する判旨。下線は小佐井による】

- 1) 民事訴訟法117条を考慮すると、法は、不法行為に基づく損害賠償について、定期金賠償方式による支払請求を否定しているとはいえない」と解される。
- 2) しかしながら、(定期金賠償を求める)場合には、不法行為時に概念的に発生した損害が、将来において具体化するものとして、その具体化する各時期において確定した損害額を請求するものであるから、当該損害が将来において具体的化し、確定する損害であることが必要である。
- 3) これを死亡逸失利益についてみると、死者が取得した損害請求権を相続したものとして、いわゆる相続構成により請求している場合には、死亡逸失利益を、死亡時に概念的に発生したもののが、将来具体化するものと解する余地はない（この点、後遺障害に伴う将来の介護費用、医療器具費等が、将来において現実に当該費用が必要となつた時点において損害が具體化し、確定するもの